

文学研究科中国文学専攻  
博士学位請求論文の申請および審査に関する内規

2021年6月9日施行

本内規は、「博士学位請求論文の申請および審査に関する文学研究科の内規」に基づき、中国文学専攻における博士学位請求論文の申請および審査に関する手続きなどを定めたものである。

第1条（学位の名称）

- 1項 中国語学研究, 中国文学研究, あるいは関連分野の研究を内容とする学位請求論文を提出して, 本塾大学大学院文学研究科中国文学専攻（以下, 中国文学専攻という）が組織する審査団による所定の審査を受け, かつ本塾大学大学院文学研究科委員会（以下, 文学研究科委員会という）による審査に合格した者に対し「博士（文学）」の学位が授与される。
- 2項 ここに定める学位は英語の公式名称を“Ph. D. in Literature”という。

第2条（学位申請の資格）

- 1項 中国文学専攻において第1条に定める学位を申請する者は次の2項および3項に定めるものの内いずれかの資格に該当しなければならない。
- 2項 本塾大学大学院文学研究科後期博士課程（以下, 後期博士課程という）の必要単位を取得して退学する見込みの者または後期博士課程に入学して6年未満の者。ただし入学後, 標準修業年限内に休学または留学をした場合はこの限りでない。[いわゆる課程博士の資格]
- 3項 前項に定める資格に該当しない者。[いわゆる論文博士の資格]

第3条（審査の種類）

- 1項 いわゆる課程博士（以下, 課程博士という）の学位申請者は論文審査および面接審査を受けなければならない。
- 2項 いわゆる論文博士（以下, 論文博士という）の学位申請者は論文審査, 面接審査ならびに面接による学識審査を受けなければならない。

第4条（審査団の構成）

- 1項
  - ① 3条に定める審査をおこなう審査団は中国文学専攻の専任教員の協議により構成し, その構成員は次の2項から4項までに定める資格と任務とを有するものとする。

②審査団の構成員は文学研究科委員会の承認を得ることを要する。

2項

①主査1名。主査の資格は中国文学専攻または同専攻教員が適当と認めた専任教授で、文学研究科委員会の委員であることを要する。

②主査は、副査および必要に応じて学識審査の担当者を選任し、論文審査等の全般を統括する。

3項

①副査2名以上。副査は必ずしも本条2項①に定める資格を要しない。

②副査は主査を補佐し、論文審査および面接審査をおこなう。

③副査の内1名は海外の大学研究者またはこれに相当する者を任ずることができる。ただし、その任務を論文審査に限ることを妨げない。

4項

①学識審査の担当者1名。学識審査の担当者は主査または副査が兼任することが許される。

②学識審査の担当者は学位申請者の学識を面接により確認する。

第5条（審査対象および審査申請の要件）

1項 審査対象は、次の2項に定める業績でなければならない。

2項

①「博士（文学）」の学位請求論文1点。

②学位請求論文で使用される主言語は原則として日本語とする。

③学位申請者は学位請求論文の提出時まで、審査制度のある学会誌または学術雑誌に、投稿による学術論文が1点以上掲載されていなくてはならない。その内少なくとも1点は、日本中国語学会、日本中国学会、東方学会等の全国規模の学会、あるいはこれに相当する海外の学会により審査を経て出版されたものであることを要する。

④学位請求論文は、主査が相当と認める学術研究書1点以上で代替することができる。ただし、学位請求の時点から2年未満に刊行されたものであること。

第6条（研究の範囲）

1項 学位請求論文は、中国語圏の言語学、文学、文化、社会等を研究対象とするものであること。

第7条（学位申請の手続き）

1項

①学位申請者は申請手続をする前に、課程博士の場合は中国文学専攻または同専攻教員が適当と認めた指導教員、論文博士の場合は関係する専門分野の中国文学専攻また

は同専攻教員が適当と認めた教授の許可を受けなければならない。

②学位申請者は申請手続きにあたり、学位規定に従い学位請求論文および書類等を学生部に提出しなければならない。

2項 学位申請者は文学研究科委員会の承認により受理されることを要する。

3項 審査団により学位請求論文の部分的加筆および改訂を求められた場合、学位申請者は審査期限内にこれをおこない、新たに印刷・製本したもの3部を審査団に再提出して再審査を受けなければならない。

## 第8条（審査の手順）

### 1項

①学位申請者により申請手続きの申し出があった場合、中国文学専攻の専任教員は該当申請がこの手引に定める資格および条件に合致するか否かを判定する。

②該当申請がこの手引に定める資格および条件に合致する場合、中国文学専攻の専任教員は第4条2項①に定める主査の候補を選任する。

### 2項

①審査団は文学研究科委員会の承認により成立する。

②審査団が文学研究科委員会の承認を得た場合、主査は書面によりその成立と構成員とを学位申請者に通知する。

### 3項

①審査団は、学位申請の受理から1年以内に文学研究科委員会に対し審査報告をおこなう。

②論文審査および面接審査の結果、部分的加筆および改訂により審査期限内に合格基準に達する学位請求論文の再提出が可能と判断した場合、審査団はその再提出を許可してこれを再審査する。

③審査団による審査の完了にともない、審査団は学位請求論文の審査結果の判定を文学研究科委員会の議題とするよう文学研究科委員長に申請する。

### 4項

①文学研究科委員会による判定にそなえて、主査は所定の形式により学位請求論文の審査要旨を作成し、文学研究科委員長に提出する。

②主査は文学研究科委員会による判定結果を、書面により学位申請者に通知する。